

議案第39号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1 改正主旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）」の施行に伴い、市営住宅入居者の資格について字句の整理を行うもの。

2 改正内容

現行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「法」という。）」では、第10条において、接近禁止命令や退去等命令などの保護命令について規定しており、本命令による申立てを行った者を、入居者の資格として市営住宅条例で規定している。

法第10条において規定する退去等命令が、第10条の2に改正されたため、市営住宅条例においてその引用を加えるもの。

3 施行日

令和6年4月1日

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係

電話 048-423-3854